

別 表 補助対象事業等 自動車運送事業の安全総合対策事業（事故防止対策支援推進事業）

(事業の趣旨)

自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることは喫緊の課題である。そのため、車両点検・整備講習等の自動車事故防止対策と合わせて、自動車運送事業の安全性の向上を図ることが必要である。このような観点から、本事業は、車両の安全性の向上、運行管理の高度化、社内安全教育、過労運転防止のための取り組み等の自動車運送事業の安全に資する以下の事業を対象に補助を行うものである。

補 助 対 象 事 業 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率
①自動車運送事業者(中小企業者に限る。) ②リース事業者(当該補助対象となる事業用自動車の貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者の場合に限る。)	先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援 (1) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3.5トン超の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキの取得に要する経費 (2) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量3.5トン超の事業用貨物自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置の取得に要する経費 (3) 旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）及び車両総重量3.5トン超の事業用貨物自動車に係る車両安定性制御装置の取得に要する経費	1／2
①一般貸切旅客自動車運送事業者(中小企業者以外。) ②リース事業者(当該補助対象となる事業用自動車の貸し渡し先の一般貸切旅客自動車運送事業者が中小企業者以外の場合に限る。)	先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援 (1) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る衝突被害軽減ブレーキの取得に要する経費 (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係るふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置及び車線維持支援制御装置の取得に要する経費 (3) 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車に係る車両横滑り時制動力・駆動力制御装置の取得に要する経費	1／3
①自動車運送事業者(中小企業者に限る。) ②リース事業者(当該補助対象となる機器の貸し渡し先の自動車運送事業者が中小企業者の場合に限る。)	運行管理の高度化に対する支援 (1) デジタル式運行記録計の取得に要する経費 (2) 映像記録型ドライブレコーダーの取得に要する経費	1／3
自動車運送事業者(中小企業者に限る。)	社内安全教育の実施に対する支援 事故防止コンサルティングに係る経費	1／3
①自動車運送事業者 ②リース事業者	過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援 過労運転防止に資する機器の取得に要する経費	1／2

補助金の額の確定	次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）
第4条第1項及び第3項の申請期限	第4条第1項及び第3項の申請期限は、原則として、補助金の交付を受けようとする国の会計年度の3月31日（大臣が別に定める場合はその定める日）までとする。

(注)

(用語の定義)

1. 用語の定義は以下のとおり。

「自動車運送事業者」：一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者をいう。

「リース事業者」：自動車運送事業者へ事業用自動車、デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー又は過労運転防止に資する機器を貸し渡す者をいう。

「中小企業者」：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合をいう。

(補助対象経費)

2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は補助対象経費としない。

なお、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税について、一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合には、その旨を記した理由書を補助金交付申請書に添付することにより、仕入控除の対象とならない消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費とすることができます。この場合は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額の有無が確定した時点で、速やかに第11号様式に当該補助事業完了年度の消費税及び地方消費税の確定申告書等を添付して報告するものとする。

3. 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、当該補助対象となる機器のリース契約期間が原則として自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間（以下「財産の処分の制限期間」という。）以上のものを補助対象とし、リース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれるものに限る。

(補助対象事業等に関する留意事項)

4. 補助事業の実施に当たって、自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定するものとする。